

# 青森県報

第三千八百五十三号

平成二十六年  
六月九日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

|  |               |   |
|--|---------------|---|
| 生活保護法による指定介護機関の名称及び所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出..... | (健康福祉課).....  | 一 |
| 生活保護法による指定介護機関の名称及び所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出..... | (同).....      | 二 |
| 生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の名称変更の届出.....              | (同).....      | 二 |
| 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出.....                          | (同).....      | 二 |
| 右 同.....   | (同).....      | 二 |
| 右 同.....   | (同).....      | 三 |
| 右 同.....   | (同).....      | 三 |
| 漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正.....                         | (水産振興課).....  | 三 |
| 公 告  |               |   |
| 毒物劇物取扱者試験の施行.....                                  | (医療業務課).....  | 四 |
| 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要.....                           | (商工政策課).....  | 四 |
| 右 同.....   | (同).....      | 四 |
| 右 同.....   | (同).....      | 五 |
| 出先機関   |               |   |
| 土地改良区の定款変更の認可.....                                 | (西北地域民局)..... | 五 |
| 右 同.....   | (同).....      | 五 |

土地改良区の管理規程の認可.....

(西北地域民局).....

## 告 示

青森県告示第四百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

| 変更後                     | 変更前            | 変更後           | 変更前             | 変更後                  | 変更前                  | 区分                            |
|-------------------------|----------------|---------------|-----------------|----------------------|----------------------|-------------------------------|
| 株式会社<br>北斗医理科           | 株式会社<br>北斗医理科  | 一 松山陽         | スア株式会社<br>佐々木ケビ | 訪問介護<br>センター<br>いながき | 訪問介護<br>センター<br>いながき | 居宅介護事業者<br>名称<br>主たる事務<br>所在地 |
| 弘前市大字<br>桜ヶ丘二丁目<br>二二の四 | 弘前市大字<br>在府町一八 | 一 富田三丁目<br>の一 | つがる市稲<br>垣町豊川初  | つがる市稲<br>垣町豊川初       | つがる市稲<br>垣町豊川初       | 居宅介護<br>事業の種類<br>名称<br>所在地    |
| 二六・四一                   |                | 二四・九一         | 平成<br>二六・三一     |                      |                      | 変更<br>年月日                     |

青森県告示第四百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

| 変更後          | 変更前          | 変更後              | 変更前                   | 変更後                       | 変更前                     | 区分              |                 |
|--------------|--------------|------------------|-----------------------|---------------------------|-------------------------|-----------------|-----------------|
|              |              |                  |                       |                           |                         | 名称              | 主たる事務所の所在地      |
| 株式会社<br>北斗医理 | 有限会社<br>北斗医理 | 一松<br>山 陽        | 弘前市大字<br>富田三丁目<br>一の一 | 株式会社<br>佐々木ケ<br>アサービ<br>ス | つがる市稲<br>垣町豊川初<br>瀬山九の一 | 介護予防事業<br>業者    | 介護予<br>防事業<br>所 |
| 訪問介護<br>介護予防 | 介護予<br>防     | 居宅療<br>養管理<br>指導 | 松山歯科<br>診療所           | 訪問介護<br>センター<br>いながき      | つがる市稲<br>垣町豊川初<br>瀬山九の一 | 介護予<br>防事業<br>所 | 年月<br>日更        |
| 一六・四・一       | 二四・九・一       | 二六・三・一           | 平成                    |                           |                         |                 |                 |

青森県告示第四百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

| 変更後                   | 変更前                            | 区分            |               |
|-----------------------|--------------------------------|---------------|---------------|
|                       |                                | 名称            | 主たる事務所の所在地    |
| 社会福祉<br>法人梅沢<br>厚生会   | 五所川原市<br>大字梅田<br>字福浦一<br>四四の五  | 居宅介護支<br>援事業者 | 居宅介護支<br>援事業所 |
| うめた在宅<br>介護支援セ<br>ンター | 五所川原市<br>大字梅田<br>字福浦一<br>四〇五の二 | 名称            | 所在地           |
| 二六・四・一                | 平成                             |               | 年月<br>日更      |

青森県告示第四百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名称                     | 所在地                  | 施設の種<br>類    | 廃止<br>年月日    |
|------------------------|----------------------|--------------|--------------|
| 特別養護老人<br>ホームい<br>いこの里 | むつ市脇野<br>沢渡向七三<br>の一 | 介護老人福<br>祉施設 | 平成<br>二六・三・三 |

青森県告示第四百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾



公 告

毒物劇物取扱者試験の施行

平成二十六年毒物劇物取扱者試験を次のとおり施行するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）第八条の規定により公告する。

平成二十六年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所（筆記試験、実地試験共に）

1 期日

平成二十六年九月十日（水）

2 場所

青森市大字浜館字間瀬五八の一

青森県立保健大学

二 受験願書受付期間

平成二十六年七月一日（火）から同月七日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く）。

受付時間は午前八時三十分から午後五時までとする。ただし、郵送による場合は、書類が完備されているもの限り、七月七日までの消印のあるものは、有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇 八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループ

四 その他

受験願書用紙は、県内の各原形保健所及び青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループ（電話〇一七 七三四 九二八九）に問い合わせること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂七戸店・スーパーカケモ七戸店

上北郡七戸町字笹田川久保一七の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社薬王堂

岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第三地割二四二の一

代表取締役社長 西郷辰弘

2 株式会社スーパーカケモ

十和田市穂並町一五の一〇

代表取締役社長 欠畑茂治

三 意見の概要

県の見解なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び七戸町役場

2 期間

平成二十六年六月九日から同年七月九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、七戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ青森石江店

青森市大字石江字江渡八三の六外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社横浜フアーマシー

北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四

代表取締役社長 松山稔

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十六年六月九日から同年七月九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツタヤ・ワンダーグー弘前店

弘前市大字高田二丁目一の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社デンコードー

宮城県名取市上余田字千刈田三〇八

代表取締役 井上元延

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十六年六月九日から同年七月九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、白土溜池土地改良区の定款の変更を平成二十六年五月二十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十六年六月九日

西北地域県民局長 藤 岡 正 昭

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、西津軽土地改良区の定款の変更を平成二十六年五月二十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十六年六月九日

西北地域県民局長 藤 岡 正 昭

## 土地改良区の管理規程の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、十和田土地改良区の頭首工管理規程を平成二十六年五月八日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

平成二十六年六月九日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

## 大光寺頭首工管理規程の概要

## 一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水の取水を行い、毎年五月十日から九月十五日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

## 二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びにこれに必要な設備を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

## 三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒態勢をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

## 四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

## 相坂平頭首工管理規程の概要

## 一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水の取水を行い、毎年五月十六日から九月五日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

## 二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びにこ

れに必要な設備を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

## 三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒態勢をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

## 四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

## 古淵堰頭首工管理規程の概要

## 一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水の取水を行い、毎年五月五日から八月二十六日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

## 二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びにこれに必要な設備を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

## 三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒態勢をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

## 四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

## 小惣辺頭首工管理規程の概要

## 一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水の取水を行い、毎年五月十日から九月一日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

## 二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びにこ

れに必要な設備を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒態勢をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

大畑頭首工管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水の取水を行い、毎年五月十日から九月一日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びにこれに必要な設備を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒態勢をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

妙端頭首工管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水の取水を行い、毎年五月十日から九月一日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びにこ

れに必要な設備を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒態勢をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

大畑頭首工管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水の取水を行い、毎年五月十日から九月一日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びにこれに必要な設備を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒態勢をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

切田頭首工管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水の取水を行い、毎年五月十日から九月一日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びにこ

れに必要な設備を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒態勢をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に関し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

岩船頭首工管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水の取水を行い、毎年五月十日から九月一日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びにこれに必要な設備を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒態勢をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に関し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

南川原頭首工管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水の取水を行い、毎年五月一日から九月十日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びにこ

れに必要な設備を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒態勢をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に関し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

|                                  |  |
|----------------------------------|--|
| (発行所・発行人)<br>青森市長島一丁目一番一号<br>青森県 | (印刷所・販売人)<br>青森市第一問屋町一丁目番七七号<br>東奥印刷株式会社 |
| 毎週月・水・金曜日発行                      | 定価小口一枚二付十五円四十四銭                          |